

(訂正請求者) 様

日本中央競馬会

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

〇年〇月〇日付で訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

〈本件連絡先〉
総務部 情報公開室
(担当者名)
電 話 :